参考資料

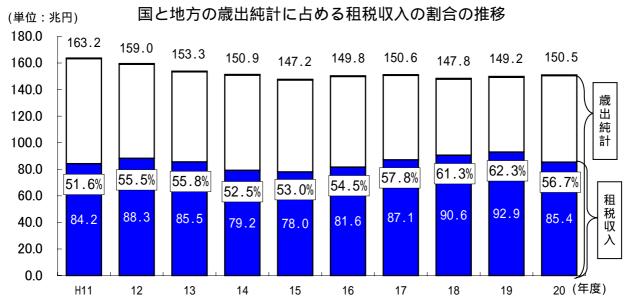
目 次

当調査会の基本的立場	
国と地方の財政状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
国民負担率と経済成長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
税制改革の方向性	
地方自治体の役割と税源配分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
地方消費税の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
諸外国の付加価値税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
法人事業税の外形標準課税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
法人の負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
法人の海外展開と公的負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
日本の国際競争力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
諸外国における法人税制改革の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
地方法人特別税・同譲与税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
温暖化対策税の検討	
温暖化対策税の導入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
化石燃料の価格と税負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	13
油種間の負担の均衡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	14
電力由来の002排出量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15

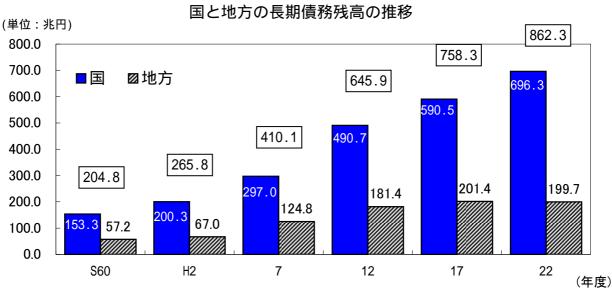
〇 当調査会の基本的立場

国と地方の財政状況

- ・ 我が国においては、国税・地方税を合わせた税収の割合が、国・地方の歳 出純計に対し、6割程度となっている。
- ・国・地方の長期債務残高は平成22年度末で862兆円と見込まれている。



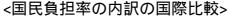
- 注1「平成22年度版地方財政白書」(総務省)、「財政金融統計月報第696号」(財務総合政策研究所)により作成。
- 2 数値は、国・地方ともに決算額である。
- 3 二 内の数値は、歳出純計に占める租税収入割合である。

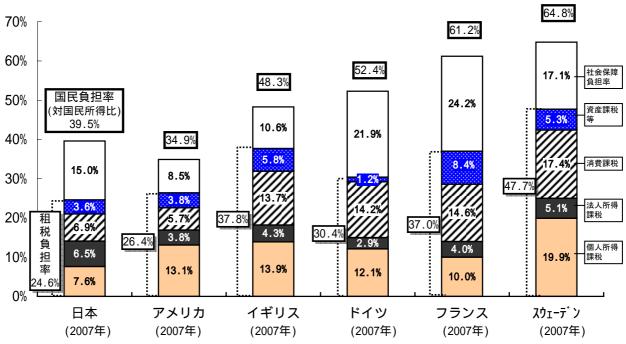


- 注1 「財政関係諸資料」(財務省ホームページ)により作成。
 - 2 平成22年度は当初予算額である。
 - 3 地方の借入金残高は、地方債残高、企業債残高のうち普通会計負担分及び交付税特別会計借入金残高のうち地方負担分の合計額を計上。
 - 4 一 内の数値は、国・地方の長期債務残高を合計し、重複分を控除したものである。

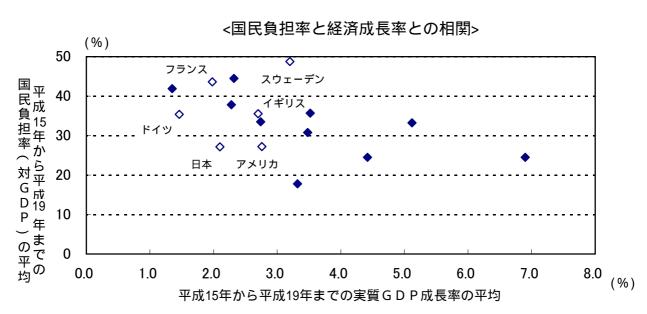
国民負担率と経済成長

- ・我が国の国民負担率は、諸外国と比べると低い水準にある。
- ・国民負担率と経済成長率の間には明確な相関関係はみられない。





- 注1 政府税制調査会専門家委員会資料により作成。
 - 2 国民負担は、租税負担及び社会保障負担の合計であり、租税負担は、国税及び地方税合計である。また、所得課税は資産性所得に対する課税を含む。
 - 3 端数処理の関係上、合計と内訳が一致しないことがある。

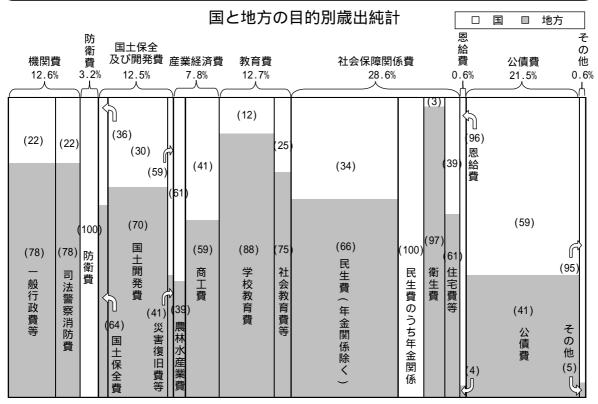


注1 国民負担率は "Revenue Statistics(1965-2008)"(OECD)、実質GDP成長率は "OECD Factbook 2010"により作成。 2 OECD加盟国のうちGDP上位16カ国をプロットしたものである。

〇 税制改革の方向性

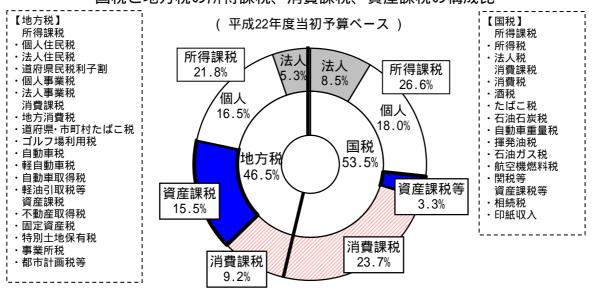
地方自治体の役割と税源配分

- ・地方自治体は、ほとんど全ての行政分野において国よりも大きな役割を担っている。
- ・国税・地方税を合わせた税収全体に占める地方税の割合は46.5%である。



- 注1 「平成22年度版地方財政白書」(総務省)により作成。
 - 2 ()内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合を示す。

国税と地方税の所得課税、消費課税、資産課税の構成比

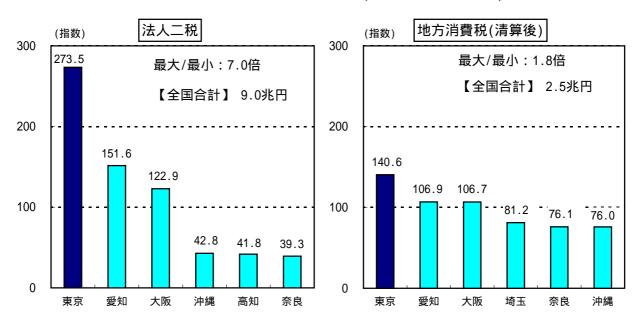


- 注1 国税は「予算・決算」(財務省ホームページ)、地方税は「平成22年度地方財政計画」(総務省)により作成。
- 2 端数処理の関係上、合計と内訳が一致しない。

地方消費税の性格

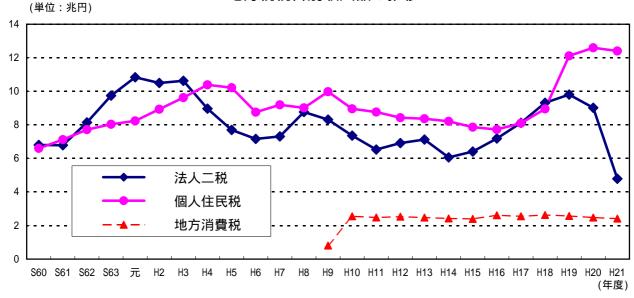
・ 地方消費税は、世代間の公平を確保できるほか、税収が安定的かつ偏在が小さいなどの特徴がある。

<人口一人当たりの税収比較(平成20年度決算)>



- 注1 「地方税に関する参考計数資料」(総務省)により作成。
 - 2 全国平均を100とした指数である。
 - 3 各税目の上位3団体と下位3団体を掲載。
 - 4 「最大/最小」の倍率は、各都道府県の人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。

<地方税税目別収入額の推移>



- 注1 「地方税に関する参考計数資料」(総務省)及び「平成21年度地方税収入決算見込額」(平成22年7月8日総務省 報道資料)により作成。
 - 2 法人二税の税収額は、法人県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額である。
 - 3 平成20年度までは決算額、平成21年度は決算見込額(地方財政計画額ベース)である。
 - 4 平成21年度における地方法人特別譲与税の決算見込額は6,405億円である。